

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ショウキ
主たる営業所の所在地	兵庫県三田市
許可番号	兵庫県知事（般－２９）第３０１２３８号
許可を受けている建設業の種類	土、と、舗

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年６月１日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none"><li>停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</li><li>営業停止の期間 令和２年６月１７日から令和２年６月１９日までの３日間</li></ol>
処分の原因となった事実	<p>株式会社ショウキの役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２５条第１項第１５号の規定により、神戸簡易裁判所から罰金３０万円の刑に処せられ、平成３０年１２月２６日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号）に該当する。</p>